

○総務省告示第三百六十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第23号 無線設備の規格コード

項	目	コ	ー	ド
[略]		[略]		
設備規則第49条の23の7第1項及び第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備		D C 1		
設備規則第49条の23の7第1項及び第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備		D C 1 I O T		
設備規則第49条の23の7第1項及び第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備		D C 1 M T C		
[略]		[略]		

改正前

別表第23号 無線設備の規格コード

項	目	コ	ー	ド
[同左]		[同左]		
設備規則第49条の23の7に規定する携帯移動地球局の無線設備		D C 1		
[同左]		[同左]		

備考

表中の [] の記号は別記による。